

北広島子どもの権利条例素案・解説への意見

2009年7月27日

検討委員・三浦直登

このところ日程の調整がつかず、欠席が続いてしまい、皆さんにはご迷惑をおかけしています。

この間、事務局から送っていただいた資料を読み、何人かの委員と話し合う機会を得ました。条例素案については、検討の最後の段階であり、細かな字句の修正程度と伺っていますので、その範囲で、「私たち委員会の考えをより正確に伝える」、「市民・高校生から寄せられた意見を活かす」という観点から、4点だけ意見を提出いたします。

1点目：第8条の【解説】

最後の文の「そのためには、子どもの権利を学習することは、第一義的な権利保障であることをうたっています。」の下線部「は」を「が」に変更した方が自然ではないでしょうか。

2点目：第14条の【解説】

最後の文の後に、次の文を加えることを提案します。

「そのために、施設関係者が子どもの権利について研修する機会を設けます。」

3点目：第20条の【解説】

【解説】の中の次の文

「ただし、教職員については、退職後5年以上経過したものとする。」

を、下記のようにすることを提案します。

「ただし、教職員（大学を除く）及び市の職員については、退職後5年以上経過したものとする。」

4点目：条例前文

字句の訂正ではなく、前文の第2～第4段落をまとめて一つの段落とすることを提案します。条例素案「前文」の第2～第4段落は以下のとおりです。

子どもの権利が守られるためには、平和で豊かな環境と大人の深い愛情や理解が必要です。

また、子ども自身が、自分の権利を正しく理解し、自分で判断し、意見を述べ合い、自信とほこりをもって生きることが大切です。

この経験を通して、他の人の権利を大切に、互いに尊重しあう力を身につけ、責任をもって行動できる大人へと成長していきます。

【理由】この3つの段落をまとめると「子どもについて述べた段落」となり、以下「大人について述べた段落」「子どもは大人と共に街づくりを担うパートナーであることを述べた段落」というふうに、前文全体の骨格を把握しやすくなります。

以上4点について、検討をお願いいたします。